

交野市立認定こども園民営化基本方針 (案)

交野市

平成 29 年 10 月 (現在)

目 次

～基本方針の作成にあたって～

1. 基本方針作成の背景と目的	1
2. 基本方針の期間	2
3. 基本方針と関連計画との関係	2
4. 今後の進め方	2
1. 交野市の保育をめぐる課題	
(1) 子ども・子育て支援新制度への対応	3
(2) 待機児童の解消	3
(3) 施設の老朽化対策	3
(4) 多様化するニーズに向けた子育て施策への財源確保	3
2. 課題解決に向けた取組み	
(1) 新制度施行後の幼児期の教育・保育に係る主な取組み	4
(2) 基本方針に係る取組み	4
3. 市立認定こども園及び民間認定こども園（保育）の現状	
(1) 運営コストの比較	5
(2) 整備コストの比較	5
(3) アンケート調査結果からの比較	6
4. 保育サービスへの対応（アンケート調査結果の分析から）	
(1) 民営化移行園への対応	7
(2) 市内民間園への対応	7
5. 民営化による効果額の活用等	
(1) 活用の考え方	8
(2) 市全体の幼児期の教育・保育の充実	8
6. 民営化の実施にあたっての基本的な考え方	
(1) 公私連携幼保連携型認定こども園の導入	9
(2) 保育の質の確保・向上	10
(3) 児童への配慮	10
(4) 保護者意見の反映	10

7. 民営化対象園の選定	
(1) 手法（公設民営・民設民営）の比較	11
(2) 公立認定こども園の移転の検討	11
(3) 移転候補地	12
(4) 民営化対象園の選定のための比較検証	12
8. 民営化移行後の設置主体等	
(1) 幼保連携型認定こども園	13
(2) 移管法人の選定	13
9. 民営化の進め方	
(1) スケジュール	15
(2) 保護者説明会	16
(3) 法人の選定	16
(4) 移行保育・合同保育	16
(5) 三者協議会	17
10. 民営化移行後の対応	
(1) 市職員による訪問・助言	18
(2) 三者協議会の開催	18
(3) 第三者評価の受審	18
(4) その他	18

～基本方針の作成にあたって～

1. 基本方針作成の背景と目的

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度では、基本指針の中で「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざすとする新たな子育て支援の指針が示されました。新たな指針では、子どもの幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を柱として推進することとされ、本市においても「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン ～交野市子ども・子育て支援事業計画～」により、新たな指針に沿った子育て支援施策を推進し、子どもが健やかに元気いっぱいにつくることができる“まちづくり”をめざしています。

本市の幼児期の教育・保育は、昭和22年の児童福祉法制定当初から民間による保育所運営が行われ、昭和40年代の都市化の急激な進展による保育ニーズに対応するため、市立幼稚園（現認定こども園）を集中的に整備した経過があり、公民それぞれの特徴を發揮しながら連携・協力し、市民の多様な保育ニーズに対応してきたところです。しかし近年、核家族化の進展、女性の社会進出による共働き家庭の増加や労働環境の多様化等を背景に、家庭や地域における子育て機能は低下し、子育てに対する育児不安や負担が増大するなか、幼児期の教育・保育をめぐる環境は、待機児童の問題をはじめ、働く子育て家庭に大きな影響を与えることとなり、地域の身近な子育て支援施設である保育所・幼稚園、小規模保育事業所及び認定こども園（以下「認定こども園等」という。）の役割は、子どもの発育や保護者の就労の支援など子育てに関する課題に幅広く対応していくため、ますます重要になっているところです。

現在、市内には3か所の公立認定こども園と8か所の民間認定こども園があり、民間の小規模保育事業所等も含め、公民あわせて1,393人の児童を受け入れており、その内訳をみると、公立391人、民間1,002人であり、全体の約7割を民間の認定こども園等が担っています。幼児期は、遊びや日常生活、また集団生活の場を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、本市においても、これまで数多くの子育て施策の充実に努めてきたところですが、待機児童の解消に向けては、民間事業者との連携・協力のもと、施設の増改築、認定こども園への移行、小規模保育事業所の開設等により、この3年間で283人の保育定員の拡大が図れたものの、本年4月の待機児童は18人となっており、働く子育て家庭への支援は、喫緊の課題となっています。

一方、市立認定こども園については、建設後40数年が経過していることから老朽化が著しく、将来を見据えた建替えなどの検討が必要な時期となっており、また待機児童の問題を含めた子育て施策へのニーズが多様化するなか、新制度の指針に沿った質の高い幼児期の教育・保育等をめざすには、今まで以上に、公民の協調したサービスの提供や認定こども園等の環境整備が必要であり、その実現に向けては、事業の選択と集中による効果的・効率的な子育て施策展開が求められるところです。

この様な背景のなか、本市の幼児期の教育・保育施策については、質の高い幼児期の教育・保育、また更なる子育て施策の充実に実現に向け、民間事業者の持つ柔軟性や効率性を活かし、保育環境の改善等による待機児童の解消や多様なニーズに迅速かつ効率的に対応するため、老朽化が著しい公立認定こども園

の建替え時期をふまえ、従来の公立の保育を継承していくことを基本として、公立認定こども園の3園のうち1園を民営化に移行し、公立だけでなく、民間を含めた全市的な教育・保育の質の向上を図ることを目的として「交野市立認定こども園民営化基本方針」を作成し、その方向性を示すものです。

2. 基本方針の期間

平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

3. 基本方針と関連計画との関係

本市では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、交野市次世代育成支援行動計画（前期：平成17年度～平成21年度、後期：平成17年3月に平成22年度～平成26年度）を策定し、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきました。また平成27年度からは、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を背景に、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点が移され、子ども・子育て支援法等に基づく「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

基本方針における幼児期の教育・保育施策の方向性については、関連する「交野市学校教育ビジョン」等も踏まえ、次期の「交野市子ども・子育て支援事業計画」に反映していくこととします。

4. 今後の進め方

基本方針を作成するに当たっては、様々な立場の方から広く意見をいただくことが重要であると考え、平成28年10月に「交野市立幼稚園民営化検討委員会」を設置し、学識経験者や保育園、幼稚園の経営者、保護者代表の方々からご意見やアドバイスをいただきながら、公立園と民間園の状況の把握や民営化に向けた課題の抽出などについて検討を行い、平成29年3月に「交野市立幼稚園民営化基本方針（素案）」をまとめました。その後、この素案について、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関して議論を行う「交野市子ども・子育て会議」に諮り、保護者説明会やパブリックコメントの実施後、本会議から答申を受け、市として成案化を行います。

民営化への移行については、保護者の皆様のご心配や懸念に対し、的確な説明、また、十分な情報提供を行うことが大切であると認識していますことから、今後、民営化を進めるに当たっては、基本方針に基づき、保護者の方のご意見をお聴きし、進めていきます。

1. 交野市の保育をめぐる課題

(1) 子ども・子育て支援新制度への対応

平成27年度から施行の‘子ども・子育て支援新制度’の概要

<新制度において推進される子育て支援施策>

- ◇質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ◇保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ◇地域の子ども・子育て支援の充実

<主な対策>

- ◇子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供
 - ・認定こども園の普及
 - ・幼児期の教育・保育、子育て支援の推進
 - ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続、連携
- ◇保育の量的拡充
 - ・小規模保育事業所の開設、認定こども園への移行
- ◇子ども・子育て支援事業の推進、充実
 - ・“かたの”子育て応援プランの推進（交野市子ども・子育て支援事業計画）

(2) 待機児童の解消

◇待機児童の解消は、本市の喫緊の課題。

◇H27.4月は既存の認可外保育施設の小規模保育事業への移行により48人、H28.4月は民間保育園により109人の定員を拡大したにもかかわらずH28.4月の待機児童は増加。

◇H29年4月には公立の定員の拡大とともに、新たな民間小規模保育事業所が開設（市内全体で定員が126人増 対H28年4月比）。

各年4月1日現在	H26	H27	H28	H29
市内保育定員	1,135人	1,183人	1,292人	1,418人
待機児童数	16人	29人	47人	18人

(3) 施設の老朽化対策

◇市の公共施設全般が老朽化しており、「交野市公共施設等総合管理計画」を策定。

◇認定こども園（幼稚園）も築40年以上と老朽化しており、将来を見据えた建替えなどの検討が必要。

区分	第1認定こども園	第2認定こども園	第3認定こども園
建築時期	昭和47年築	昭和48年築	昭和49年築

(4) 多様化するニーズに向けた子育て施策への財源確保

◇更なる子育て施策の充実の実現

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 新制度施行後の幼児期の教育・保育に係る主な取組み

<待機児童対策…保育定員拡大>

平成 26 年度 1,135 人 → 平成 29 年度 1,418 人 計 283 人の定員増

◇施設の拡充

平成 27 年度 民間保育園 2 園 (施設整備)

平成 28 年度 民間保育園 1 園 (施設整備)

◇小規模保育事業所の開設

平成 27 年度 3 施設

平成 29 年度 4 施設

◇認定こども園への移行

平成 28 年度 民間幼稚園 1 園

平成 29 年度 公立幼児園 3 園

民間保育園 7 園

<保育定員拡大に伴う保育料>

◇交野市の場合、国が定める利用者負担水準よりも低い水準で徴収しています。また、平成 27 年度より定員拡大への取組みを実施していることから、市の財政負担は年々増加傾向となっています。

平成 26 年度 (新制度移行前) 市の財政負担は 約 1 億 5 千万円

平成 27 年度 (新制度移行後) " 約 1 億 8 千万円

平成 28 年度 (") " 約 1 億 9 千万円 (対 26 年度比較 4 千万円増)

平成 29 年度 (") 定員の増加に伴い、平成 28 年度よりも支出額の増加が見込まれる。

(2) 基本方針に係る取組み

新制度において推進する子育て支援施策 (質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実) については、共働き家庭の喫緊の課題である待機児童の解消に向け、認定こども園への移行や施設整備による定員拡大の推進を図っていくものの、相反し、定員増に伴う保育料の市負担増により、年々、財政の圧迫が懸念されるどころです。一方で、子育てに関するニーズが多様化する中で、子どもの発育や保護者の就労を支援し、育児不安等の子育ての課題に広く対応していくため、認定こども園に期待される役割もこれまで以上に増大しています。このことから、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、将来の幼児期の教育・保育の質、水準が確保されるよう、次の考えのもと、保育をめぐる課題解決を進めていきます。

☆公立認定こども園の 3 園のうち 1 園を民営化に移行

☆全市的な教育・保育の質と水準の向上

☆保育環境の改善等による待機児童の解消

☆更なる子育て施策の充実

☆多様化するニーズに向けた子育て施策への財源確保

3. 市立認定こども園及び民間認定こども園（保育）の現状

(1) 運営コストの比較（平成 26 年度決算ベース）

◇運営費において保育所に通う園児 1 人当たりの市負担額を比較すると、公立保育所では民間保育所の約 2～3 倍になっています。

■ 公立に対する市の財政負担（公立 3 園合計 定員 350 人）

①	②	③	④	⑤	⑥
歳出 ・人件費を含む保育所運営費	歳入 ・保育料 ・地方交付税	市負担額 (①-②)	延べ園児数	1人あたり 市負担額/月 (③÷④)	1人あたり 市負担額/年 (⑤×12月)
533,575,549 円	281,468,150 円	252,107,399 円	4,463 人	56,488 円	677,860 円

■ 民間園に対する市の財政負担（定員 120 人の市内民間園 3 園合計 定員 360 人）

民間園は主に国・府・市が負担する公定価格により運営されています。公定価格は民間園の規模や地域により国が定めています。公定価格の国・府・市の負担割合は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対して国が 1/2、府が 1/4、市が 1/4 を負担する仕組みになっています。

①	②	③	④	⑤	⑥
歳出 ・委託費 (国府市公定価格) ・補助金	歳入 ・国府負担金(国府公定価格) ・補助金 ・保育料 ・地方交付税	市負担額 (①-②)	延べ園児数	1人あたり 市負担額/月 (③÷④)	1人あたり 市負担額/年 (⑤×12月)
381,806,922 円	302,213,539 円	79,593,383 円	4,711 人	16,895 円	202,743 円

(2) 整備コストの比較

◇公立の保育所等の施設を建替える場合、国の補助はなく全額市負担になりますが、民間事業者の場合は、国の補助を活用することができるため、市は 1/4 負担になります。※補助金には上限があります。

◇仮に、建替え費用と補助対象額がいずれも 2 億円とすると、設置主体の違いによる負担額は以下のようになります。

元利償還金に対する地方交付税措置(※1)
(事業費補正(※2)70%、その他単位費用(※3))

◆ 公立

市単費 (1 億円)	地方債 (1 億円)	利息
------------	------------	----

◆ 民間

市負担 1/4 (0.5 億円)	法人負担 1/4 (0.5 億円)	国補助金～ 2/4 (1 億円)
---------------------	----------------------	---------------------

◆ 民間（参考）【待機児童解消加速化プラン※4に基づく整備】⇒国庫負担率が 1/2→2/3 に嵩上げ、市負担は 1/12

市負担	法人負担 3/12 (0.5 億円)	国補助金～ 8/12 (1.33 億円)
-----	-----------------------	-------------------------

1/12 (0.17 億円)

※1 地方債を発行したときの地方交付税措置
公立の場合は、国庫補助金相当額 (1/2) について、地方債を発行する場合は、その元利償還金について事業費補正により 70%、その他を単位費用により交付税措置されます。

※1 地方交付税
本来地方の税収入とすべきですが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっています。(総務省 HP より)

※2 事業費補正
事業費補正とは、補正係数の一つで、団体が発行する地方債の発行額もしくは元利償還額に応じて後年度に交付税措置されます。

※3 単位費用
財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されますが、この測定単位に乗ずる単価を「単位費用」とよんでいます。単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定されています(地方交付税法第 2 条第 6 号)。(総務省 HP より)

※4 待機児童解消加速化プラン
待機児童解消加速化プランは、国が待機児童の解消に向け、平成 25～29 年度において地方自治体に対し、保育の受け皿を拡大するための保育所整備や保育士の確保、小規模保育事業などの取組に対して支援する制度です。

(3) アンケート調査結果からの比較

※市内民間保育園における実態把握のためのアンケート調査（H28.12月実施）結果の分析

	項目	公立	民間	分析結果
①	障がい児の受入状況	定員に占める障がい児の割合第1(3.6%)、第2(8.3%)、第3(5.8%)	最も割合が高い園で5.3%、次いで5.0%、4.7%、2.2%、1.9%、0.8%、0.7%	民間園で障がいのある児童を受入れた場合の補助制度を創設後(H24～)、民間園での受入が広がっている。
②	職員の研修等の受講状況	研修計画に基づき受講。夏季を中心に実施。	民間園でもキャリアに応じて積極的に保育士に研修を受講させている様子がうかがえる。特に1年目の保育士などには必要な研修を積極的に受講させている。	民間園では新規採用者の積極的な研修実施のほか、キャリアに応じた研修など、それぞれの取組内容や実施回数のお考え方に独自性がみられることが特徴。
③	給食業務	直営の自園調理 アレルギー対応(基本除去食)	民間園では7園中3園が直営の自園調理。4園が業者委託。いずれもアレルギー対応を実施。	公・民ともに自園調理だが、民間園は業者委託がみられる。アレルギー対応では差は見られない。
④	保育士以外の配置状況	全園に看護師を配置	看護師配置あり 7園中2園が配置	看護師配置は公立園の特色。
⑤	看護師配置がない場合の対応	—	応急処置、保護者への連絡、タクシー、救急車搬送など	看護師の配置がない場合、応急処置や救急要請、保護者への連絡、また、判断が難しいときの対応など、適切に対応できるよう予め対応が取り決められている。
⑥	保育士の年齢構成	常勤は各年齢層に分布。 民間に比べて、非常勤やアルバイトの雇用が多い。	新卒の若い保育士から指導的立場にある主任保育士など幅広いバランスとなっている。	年齢構成では民間園に20代の保育士が多く、公立では各年齢層に分布しているなど、公・民でそれぞれのバランスに特徴がみられる。 非常勤は公民とも40代、50代が大半を占めている。
⑦	保育士の勤続年数	10年以上が多い。	民間園の常勤はそれぞれの年齢構成によってバランスが取れている。	公・民とも10年以上の保育士が存在し、民間園によっては公立なみの園もある。
⑧	特徴的な取組	地域交流、音楽鑑賞会など 民間園の取組を参考に、H27年より体操教室を開始	体操、サッカー、絵画、リトミック、スイミング、英語指導など多種多様な取組が特徴。	公・民ともに独自の取組を実施。 民間園では英語、スイミングなど各園の特色がみられる。
⑨	費用負担	制服をスモックとしているため、比較的安価	制服等を除けば、公立・民間とも大差はないが、制服等の導入の仕方によって民間園の間でも金額の差がある。	制服の金額、体操服の有無などによって、公・民また民間園の間でも差がみられる。 低所得世帯(生活保護世帯)への一部実費負担の支援は制度化(H28～)。
⑩	主食の取扱	持参	主食費を徴収している場合がほとんど	公立園の厨房設備に課題。
⑪	遠足	—	—	公・民で状況に違いなどは見られない。

4. 保育サービスへの対応（アンケート調査結果の分析から）

アンケート調査結果の比較から、保育サービスに対する取組みについて、障がい児の受入、看護師の配置、給食業務、費用負担については、公民それぞれの考え方による差異があり、市内の幼児教育・保育の質、水準の向上をめざす観点から、以下の対応を行います。

(1) 民営化移行園への対応

※P9 公私連携幼保連携型認定こども園の導入…参照

①障がい児の受入

◇障がい児の受入について、公立同様の障がい児の受入を必須条件とします。

②給食関係

◇業者委託を行った場合、民間業者が持つ高い専門性を活かした給食が提供され、民営化した園では給食が非常においしくなったと評価されることがあり、一方、施設職員が直営の自園調理をする場合は、児童の体調が優れないときなど、急な調理内容の変更など柔軟に対応できるメリットがあります。業者委託、直営の自園調理の双方にメリット、デメリットがありますが、協定期間内においては直営の自園調理を必須条件とします。

③看護師配置

◇看護師配置については、公立に比べ、民間園では配置されていない園が多くなっています。看護師が配置されている場合、ケガや病気などへの適切な対応が可能となるため得られる安心感は大きく、さらには、日常的な保健衛生管理が可能になり、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症への対応など、園内できめ細かい保健衛生への対応が可能になることから、看護師配置を必須条件とします。

④費用負担

◇保育料以外の費用負担については、主に制服の金額や体操服の有無によって、公立・民間での差が生じているため、協定期間内においては民営化の移行によって金銭的負担が新たに発生しないよう条件を付します。

⑤その他の教育・保育、子育て支援事業

◇移行前の市立認定こども園で実施している事業内容を同等に引き継ぐことを必須条件とします。

(2) 市内民間園への対応

全市的な幼児期の教育・保育の質、水準の向上が図れるよう、補助金制度を創設・拡充し、その充実に努めます。

※P8 民営化による効果額の活用等…参照

5. 民営化による効果額の活用等

(1) 活用の考え方

希望する全ての子どもに幼児期における良質な教育・保育の機会を保障していく観点から、公民問わず、一定の水準で教育・保育のサービスが提供できる環境整備を図るとともに、多様化する子ども・子育てのニーズに適切に対応するため、民営化により得られる効果額については、市全体の幼児期の教育・保育の水準、質の向上に活用していきます。

(2) 市全体の幼児期の教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援、多様な保育サービスの推進）

民営化による効果額については、次の事業について教育・保育サービスの提供が行えるよう補助金制度の創設を含め、市内民間園等との調整を行い、幼児期の教育・保育の質の向上、充実に活用していきます。

<検討項目>

【全市的な取組み】

◇障がい児保育の充実

- ・障がい児保育補助金の充実
- ・障がい児保育研修会の開催
- ・障がい児保育職員の配置
- ・障がい児等受入加算（延長保育等において保育士を加配するための経費）

◇給食の提供

- ・アレルギー児童対応費（食物アレルギー等の児童を安全に保育するための経費）
- ・食育推進助成（自園調理を行う施設、栄養士を雇用している施設）

◇看護師等（専門職）の配置

【多様な保育ニーズに対する取組み】

◇延長保育事業の充実

- ・調理人雇用費補助（間食や夕食を自園調理するための経費）
- ・夜間保育加算

◇その他

- ・第三者評価受審費助成
- ・一時預かり事業の充実（休日保育等）
- ・その他教育・保育の充実に向けた事業

6. 民営化の実施にあたっての基本的な考え方

民営化への移行にあたっては、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、運営主体が民間に移行することによる在園児やその保護者の不安解消に向け、保護者との信頼関係の構築が図れるよう、次の考えのもとで進めていきます。

- ◇保育の質を確保し、保育サービスの向上が図れるよう優良な法人を選考するとともに、移行までの十分な準備期間を確保します。
- ◇子どもの影響に配慮し、十分な引継ぎや移行後のフォローを行います。
- ◇保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映していきます。
- ◇民営化移行の目的や実施内容について、十分な情報提供を行います。

(1) 公私連携幼保連携型認定こども園の導入

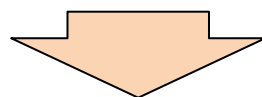
<公私連携幼保連携型認定こども園とは…>

公私連携幼保連携型認定こども園は、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く運営形態で、新しい法律上の制度です。市立認定こども園を民間事業者へ移管するにあたり、これまで認定こども園で培われてきたノウハウの継承や、在園児に対する配慮などを考慮すると、引継ぎ体制を整備し、民営化移行準備期間を設けることが必要です。そのため、“公私連携”幼保連携型認定こども園とすることで、十分な引継ぎが可能になるとともに、民営化後の保育内容に関しても、市が関与することが可能になります。

<協定に定める事項>

公私連携幼保連携型認定こども園は、市町村と法人が協定を締結し、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています。当該協定に定める事項としては次の事項が法律上定められています。

- ◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第34条第2項
 - ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称、所在地
 - ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育等に関する基本的事項
 - ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
 - ④ 協定の有効期間
 - ⑤ 協定に違反した場合の措置
 - ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項



協定骨子（案）

協定項目	考え方
◆教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項	・現在の公立園で実施している内容を踏襲。 ⇒障がい児保育、看護師の配置、直営の自園調理等については、基本方針 P.7 の「4. 保育サービスへの対応」による。
◆協定期間	・原則、協定期間は5年間とし、協定内容について市が関与。また保護者、事業者、市の三者協議会を設置。協定期間終了後については協議。
◆土地の貸付	・10年間の無償貸付。その後の貸与方法は有償とする。
◆定員設定	・現在の定員数（165名）を最低基準とするが、事業者公募を実施する年度の4月1日の待機児童数も勘案しながら、別途協議。
◆第三者評価	・外部機関による第三者評価を受けること。また、概ね5年間を目途に継続的に評価を受けること。

(2) 保育の質の確保・向上

民営化移行後の保育が良好に運営されるためには、実績のある優良な法人を確保することが重要となります。このため、学識経験者や保育・幼稚園施設事業者、保護者代表などからなる法人選定委員会が、法人の運営する保育内容等を確認し、法人を選考します。選定にあたっては、「幼保連携型認定こども園教育・保育指針」、「第三者評価」等の基準に則り、法人選定基準を作成します。

民営化移行法人には、一定の保育経験を有する保育スタッフの確保や、移行後の園運営を外部の目でチェックする第三者評価の受審等を義務づけるとともに、市が適切に実地指導等を行うなど、移行後の保育について、質の確保・向上を図っていきます。

(3) 児童への配慮

子どもに保育環境の変化による負担を与えないように、移行前1年間をかけて、保育内容や個々の子どもの特性をふまえた関わりについて、段階的に引き継いでいきます。また、移行先となる法人と保護者、市立の保育スタッフとの信頼関係のもとに、子どもが安定した園生活を継続できるよう、引継ぎ、合同保育を通じて関係づくりを進めるとともに、移行後も前園長等の市職員による訪問等のフォローを行います。

(4) 保護者意見の反映

事業者選定にあたっては、民営化移行園の保護者に対し、「移行先法人に望むこと」などについてのアンケートを実施するなど、保護者の意見を反映しながら選定します。

民営化移行法人決定後は、保護者、移行先法人及び交野市による三者協議会を開催し、移行に伴う様々な事項について協議し、三者の合意形成を図ります。

7. 民営化対象園の選定

(1) 手法（公設民営・民設民営）の比較

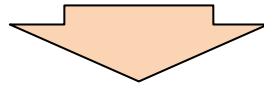
◇民営化を検討する際には、施設の老朽度を勘案し、建替整備することを前提とします。

◇市立認定こども園を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体ともに移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

【施設の建替えを想定】

	市の財政負担	民間事業者による柔軟な運営
民設民営方式	市財政負担 〈小〉 民間は国補助金の活用可	柔軟性 〈○〉 保育水準を協定で担保 民間のノウハウ活用
公設民営方式	市財政負担 〈大〉 国補助金なし ⇒起債、地方交付税	柔軟性 〈△〉 指定管理者 ⇒自主事業が特徴 ⇒建物の改修は市負担

※指定管理者制度とは、公の施設の管理・運営を株式会社、社会福祉法人、財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。



市の財政負担、民間事業者による柔軟な運営などを考慮し、設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「民設民営方式」が望ましい。

(2) 市立認定こども園の移転の検討

◇3園とも、施設の老朽化が課題となっていますが、建替用地は 3,000～4,000 m²程度が必要であり、現施設の敷地面積内での建替えは困難です。

◇移転にあたっては、既存の市有財産（土地）の活用が望ましく、また、通園などに大きな環境の変化が生じないことが望ましいと考えます。

	建築年	敷地面積	賃借料	移転候補地
第1 認定こども園（あまだのみや）	S47年	3,059.00 m ²	330万円/年	森新池（森） 市所有地
第2 認定こども園（あさひ）	S48年	3,465.25 m ²	なし	未定 ※星田北開発動向により検討
第3 認定こども園（くらやま）	S49年	3,462.31 m ²	なし	今池（幾野） 郡津財産区所有地

(3) 移転候補地

◇第1認定こども園（あまだのみや）及び第3認定こども園（くらやま）は、共に老朽化が進んでいることから、両園の移転候補地として下記の場所を選定する。



(4) 民営化対象園の選定のための比較検証

区分	第1認定こども園（あまだのみや）	第3認定こども園（くらやま）
施設の老朽化状況 (交野市公共施設等マネジメント白書)	○ 長寿命化に適さない	△ 長寿命化できる可能性がある
土地の所有関係	○ 【現在】 借地であり 330 万円/年の賃借料 【移転候補地】 市所有地（森新池） ※公私連携（P9 の 6(1)参照）において 土地が市有財産であれば事業者は無償貸付することができるなどのインセンティブが働き、制度を有効に活用可。	△ 【現在】 市所有地 【移転候補地】 郡津財産区所有地（今池）
立地条件	○ 近隣地であり影響小	○ 近隣地であり影響小
法的背景	○ 建設可能	○ 建設可能（法的制約あり）
公立園の配置 (バランス) 関係	○ 市域の南部（三・四中学校区域）には「あまだのみや」と「あさひ」があり、市域を南北で捉えた場合、南部は「あさひ」の配置がある。	× 北部（一・二中学校区域）の公立園としての配置
待機児童解消への貢献	○ 【現状】 保育定員 115 人、敷地面積約 3,000 m ² 【移転候補地】 敷地面積は 1 割以上拡大することを想定 ※新たな施設整備で、より保育ニーズに応じた園舎等の整備が可能。 <u>敷地面積の拡大で、より効果が期待できる。</u>	△ 【現状】 保育定員 143 人、敷地面積約 3,500 m ² 、 【移転候補地】 敷地面積は現状程度確保することを想定 ※新たな施設整備で、より保育ニーズに応じた園舎等の整備が可能。

移転による保育環境の改善	○	新たな施設整備により安全・安心かつ最新で衛生的な施設で保育ができ、施設の老朽化に起因する子どもの園生活の大幅な改善が期待できる。 ※特に園舎と一体で面積基準以上の園庭が確保でき安全性が向上。	△	新たな施設整備により安全・安心かつ最新で衛生的な施設で保育ができ、施設の老朽化に起因する子どもの園生活の大幅な改善が期待できる。
活断層の状況	○	国が公開している資料において、園敷地下に活断層の表示がある。	×	国が公開している資料において、位置が特定された活断層の表示はない。

※ 表中○△×は、比較対象（あまだのみや⇄くらやま）と比べて、民営化の対象により適している場合は○、適していない場合は×、どちらともいえない場合は△。

移転による在園児への環境変化に配慮した立地条件では、第1認定こども園（あまだのみや）、第3認定こども園（くらやま）ともに移転候補地が近隣であるため差はありませんが、現在の賃借料の有無や移転候補地の所有関係、市内の公立幼稚園の配置関係などの諸条件を鑑みると、**第1認定こども園（あまだのみや）を民営化の対象園とすることが、最も効果が発揮できます。**

8. 民営化移行後の設置主体等

(1) 幼保連携型認定こども園

市立幼稚園は、平成29年4月から幼保連携型認定こども園になりました。この認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設で、保護者の生活形態に応じた多様な教育・保育の実施が可能なものとして、平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において創設されました。また、その設置基準（設備・運営）は、幼稚園と保育所の高い方の水準を引き継ぐことを基本とされており、本市がこれまで幼保一元化を推進してきたこともふまえ、全ての市立幼稚園を認定こども園へ移行しました。このことから、民営化後の施設についても幼保連携型認定こども園とします。なお、その設置主体は、国か地方公共団体の他は、学校法人か社会福祉法人に限られています。

区 分	設置主体
保育所	社会福祉法人、学校法人、株式会社 他
幼稚園	学校法人、社会福祉法人 他
→ 幼保連携型認定こども園	国・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

(2) 移管法人の選定

民営化後の設置主体は保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い教育・保育を確保できる民間事業者（学校法人、社会福祉法人）とします。

〈選定方法〉

- ◇市が委嘱する専門家や保護者等で構成された選定委員会（条例設置予定）を組織
- ◇事業者募集要項は、民営化基本方針に基づいて規定
- ◇民設・民営方式で、企画提案（プロポーザル）方式により事業者選定

〈選定基準（例）〉

<p>理事及び 運営施設 の状況・ 第三者評 価</p>	<p>○理事等の役員構成 ○福祉政策に関する取組 ○現在運営している施設の状況 ○第三者評価 など</p>	<p>市民福祉 に向けて の取組状 況</p>	<p>○地域子育て支援にあたっての方針 ○地域及び関係機関との連携に関する取組 ○未就園児等に対する子育て支援策 ○個人情報保護の措置 など</p>
<p>保育の目 標・内容 等</p>	<p>○定員の設定 ○運営提案書・運営方針 ○各年齢に応じた保育内容についての方針 ○通園時の安全対策についての考え方 ○給食（食育）に対する考え方 ○園児・職員の健康管理に対する考え方・疾 病など園児の異常に対する対応 ○障がいのある児童の受け入れ及び専門機 関等との連携に対する考え方 ○虐待・人権教育への対応 ○保護者との連絡・連携 ○苦情対応と対処方法 ○危機・安全管理計画、防犯防災その他緊急 時の対応 ○保育の主な内容 など</p>	<p>施設整 備・運営 計画等</p>	<p>○施設整備内容について ○資金計画について ○職員体制の考え方 ○職員の資質の向上に対する取組 ○運営業務のうち第三者に行わせる業務 ○料金（諸費）についての考え方 など</p>
		<p>資金計 画・経理 状況等</p>	<p>○資金計画 ○施設運営に関する収支予算 ○法人会計決算状況 ○安定度 など</p>

〈応募資格〉

◇社会福祉法人、学校法人

（例）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、社会福祉法、児童福祉法、教育基本法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を熟知し、就学前の教育・保育事業に熱意と理解を持ち、幼保連携型認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること、資金計画及び事業計画が確実であること

※事業者募集に際しての募集要項については、専門家等で構成された選定委員会において、その内容を整理し、公表していくこととする。

※待機児童の状況により、定員増を条件化することを想定。

9. 民営化の進め方

(1) スケジュール

法人の準備期間を十分確保し、公立からのノウハウ等の引き継ぎについては、法人が年間行事等の把握ができるよう1年間を確保するとともに、保護者説明会を開催し、丁寧な説明に努めます。

<民営化までのスケジュール案>

年月日	主なスケジュール	参考		
平成29年	3月	民営化基本方針（素案）の検討・作成		
	5月	子ども・子育て会議開催（基本方針素案 諮問）		
	7月	子ども・子育て会議開催（基本方針素案 諮問）→案		
	8月	第1回保護者説明会		
	9月	パブリックコメント 実施		
	10月	パブリックコメント 終了 子ども・子育て会議開催（基本方針案 諮問）→答申→成案		
	11月		測量業務開始予定	
	12月	民営化法人選定委員会設置条例 上程		
平成30年	1月	民営化法人選定委員会設置（選定基準検討）		
	2月	民営化法人選定委員会開催（選定基準検討） 子ども・子育て会議開催		
	3月	民営化法人選定委員会開催（選定基準検討）→決定 第2回保護者説明会		
	4月	民営化法人募集要項公表（事業者募集）		
	5月	法人応募受付	造成工事開始予定	
	6月	民営化法人選定委員会開催（1次審査）		
	7月	民営化法人選定委員会開催（2次審査）		
	8月	民営化法人決定 子ども・子育て会議開催		
	9月	第3回保護者説明会		
	10月～	民営化法人との調整（協定、建設等）		
平成31年	3月	入園予定者への説明 外部機関による第三者評価受審		
	4月	移行保育開始	新施設建設開始予定	
	5月	〃 〃 〃、三者協議会		
	6月	〃		
	7月	〃		
	8月	〃 〃 〃、三者協議会		
	9月	〃		
	10月	〃		
	11月	〃 〃 〃、三者協議会		
	12月	〃		
	平成32年	1月	合同保育開始	
		2月	〃 〃 〃、三者協議会	
3月		〃		
4月 以降		民営化法人による運営開始 三者協議会 外部機関による第三者評価受審		

※スケジュールについては、進捗状況等により変更となる場合があります。

(2) 保護者説明会

民営化移行園の保護者に十分な説明を行い、不安に思うことや疑問点の解消を図るため、保護者説明会や移行保育、合同保育の見学会を実施します。また、その他、移行準備の進行にあわせ、適宜、情報提供等を行っていきます。

(3) 法人の選定

法人の選定は、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、子育て関係者、保護者の代表者等による民営化法人選定委員会が行います。選定にあたっては、「幼保連携型認定こども園教育・保育指針」、「第三者評価」等の選定基準に則り、民営化法人選考基準を作成します。

また、民営化法人の募集にあたっては、新たな保育サービスの提案を求めるとします。

<新たな保育サービス等の提案例>

- ・病児保育（体調不良児対応型保育等）
- ・延長保育（保育時間の延長）
- ・一時預かり事業（休日保育等）
- ・通園バスの運行
- ・地域との連携、貢献に関する取組み 等

(4) 移行保育・合同保育

① 実施意義

移行前の一定期間、民営化法人の保育士と市の保育士が合同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行うため、移行保育・合同保育を実施し、環境の変化に伴う子どもへの影響を回避し、安定した園生活を継続できるよう、個々の特性をふまえた関わりや市立認定こども園の内容を引き継ぐとともに、子ども、保護者と民営化法人職員の信頼関係を築きます。

② 期間

移行保育は、移行前年の4月から移行前の3月までの1年間。合同保育は、移行前の1月から3月までの3か月間をかけて実施します。

③ 方法

ア) 4月から12月

施設長予定者、主任保育士予定者を中心に、子どもたちの様子や行事を含めた保育内容を引き継ぎます。各年齢の子どもや保護者と顔なじみになり、近隣の状況等を含む園の全体像を把握します。

イ) 1月から3月

各クラスに、次年度の担任予定保育士が入り、市立の保育士と合同で保育を行うとともに、子どもや保護者との信頼関係を築きます。

ウ) その他

- ・市主催の各種研修に優先的に参加（障がい児保育に関する研修、乳児保育研修等）
- ・職員会議、カリキュラム会議、毎日のミーティング等に参加し、情報の共有化を図ります。
- ・給食調理員等の引継ぎも個別に行います。

(5) 三者協議会

保護者代表、民営化法人、交野市の三者間で、移行に伴う諸事情について協議し、合意形成を図ります。事務局は、健やか部こども園課が担当します。

① 協議事項等

民営化に移行することに伴い発生する諸事情について協議します。

<主な議題>

- ・ 保育内容（園行事、持ち物等）
- ・ 主食提供、延長保育（費用等）
- ・ 給食関係（アレルギー対応、献立等）
- ・ 保護者からの提案 等

② 設置時期

平成 31 年 4 月以降（予定）

③ 開催頻度

ア) 移行前の 1 年間は、年 4 回程度（予定）

イ) 移行後の 1 年間は、年 2 回程度（予定）

④ 設置期間

協定期間（5 年間）終了後は、三者協議により決定します。

⑤ 開催場所

原則、当該民営化移行園で行います。

10. 民営化移行後の対応

円滑な運営の移行のため、また、運営主体が変更することによる子どもへの影響がないようにするため、通常の実地指導等のほかに移行後一定の期間、アフターフォローを実施するとともに、移行後の課題解決に努めます。

(1) 市職員による訪問・助言

① 市立認定こども園長（1年間 月1回程度）

移行前の園長が、保育や園運営について、必要に応じて民営化法人職員に助言するとともに、民営化法人職員からの質問等に応じます。

② 市立認定こども園保育士（半年間 一人2回程度）

移行前の保育士が、主に午前中の保育を民営化法人と一緒にいき、必要に応じて法人職員に助言するとともに、法人職員からの質問等に応じます。

③ こども園課職員

月に1回程度、適宜訪問を行うとともに、①②の訪問を行った職員からの報告書を基に、運営についての助言、指導を民営化法人職員に行います。また、必要に応じて、保護者からの意見をもとに、法人との調整を行います。

(2) 三者協議会の開催

移行後も三者協議会を開催し、移行条件の実施状況や変更、新たな保育の導入などについて、話し合う場を設けます。

(3) 第三者評価の受審

外部機関による第三者評価を移管後2年目の早期に受審することを移行条件とし、移行後の保育サービスを確認し、保育の質の向上を図ります。

(4) その他

移行に伴い課題が生じた場合は、交野市が三者協議会等を通して必要な調整を行います。